

# (成田税務署からのご案内です) 所得税の「確定申告相談」について

## ◆「成田税務署からのお知らせ」に記載のとおり以下の日程で実施します

申告相談	期間	場所
税理士による無料申告相談会	1/25 (木) および1/26 (金)	四街道市役所5階 第1会議室
申告書作成会場	2/16 (金) から3/15 (金) ※土日祝除く(2/25 (日) は開場)	イオンモール成田※

※イオンモール成田での申告書作成会場をご利用の場合も、事前に入場整理券が必要となります。申告書作成会場の入場整理券は、会場（イオンモール成田）での当日配付またはLINEによる事前発行で入手することが可能です。詳しくは「成田税務署からのお知らせ」裏面をご覧ください。成田税務署（0476-28-5151）にお問い合わせください。

## ◆税理士による無料申告相談会

日程	時間	場所
1/25 (木) ・1/26 (金)	10時～16時 (入場整理券配付は9時から)	四街道市役所5階第1会議室 (入場整理券配付は市役所正面入口)

### 会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。

- ・入場整理券は税務署職員が当日の9時から市役所正面入口にて配付します。  
(交通事情等により前後する場合があります)
- ・相談は定員があるため、お並びいただいても配付できないことがありますのでご了承ください。(早朝からお並びいただくことはご遠慮ください)
- ・当日混雑緩和のため、入場整理券の一部をLINEによる事前発行とすることとなりました。詳細については右記QRコードをご確認ください。



- 住宅ローン控除1年目、土地・建物および株式などの譲渡所得については相談対象外となります。相談会に必要な持ち物など、詳しくは「成田税務署からのお知らせ」をご覧ください。

## ◆作成済みの確定申告書を市役所で提出される人

- 場 所 市役所新館 5階第1会議室
- 期 間 2月16日(金)～3月15日(金) ※土日祝日を除く
- 時 間 午前の部 9時から12時まで  
午後の部 13時から15時まで  
(12時から13時は提出受付をしていませんのでご了承ください。)

※確定申告書を提出する際はマイナンバーの記載と本人確認書類  
(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

### 提出の際のご注意

- ・申告書をお預かりする際、記載内容・添付書類の有無についての確認はできません。
- ・一旦ご提出いただいた申告書等の返却はできません。ご了承の上ご提出ください。
- ・提出会場は9時開場となっております。9時前にお並びいただくことはご遠慮ください。

## ◆確定申告書の郵送先（申告書は郵送でも提出できます）

【所得税の確定申告書】

〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署

裏面もご覧ください

# 令和6年度市民税・県民税の申告について

申告期限は、3月15日（金）までです。申告は正しく期限内に行いましょう。

窓口が大変混み合い、お待たせする場合があります。

申告書の郵送提出にご協力をお願いいたします。

## ◆市民税・県民税の申告

2月1日（木）から3月15日（金）の9時から16時まで市役所5階第1会議室で受け付けます。

（※土日祝日を除く）

2月16日（金）以降の確定申告期間中は確定申告書の提出で大変込み合いますので、

なるべく2月15日（木）までにご提出ください。

### 市民税・県民税の 申告が必要な人

令和6年1月1日現在、市内在住の人で①～④に該当する人

- ①事業（農業・営業など）や不動産などの所得があったが、所得税を納付することにならないため、確定申告をしない人
  - ②所得税の申告の対象にならない所得があった人（給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の場合など）
  - ③給与所得のみで勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人（提出の有無は勤務先にご確認ください）
  - ④年金収入が400万円以下かつその他の所得が20万円以下で確定申告は不要だが、申告する控除がある人
- ※①～④に該当しない場合でも、所得証明書の発行などの行政サービスを受けるにあたり申告が必要になる場合があります。

### 申告時に 用意するもの

- ・ 昨年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類
- ・ マイナンバーにかかる番号確認書類および本人確認書類
- マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方  
マイナンバーカード
- マイナンバーカードをお持ちでない方（次の①と②から各1点ずつ、計2種類）
  - ① マイナンバー確認書類
    - ・ 通知カード
    - ・ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの）などのうち、のいずれか1つ
  - ② 本人確認書類
    - 運転免許証・身体障害者手帳・パスポート・特別永住者証明書・写真つき住基カード・年金手帳・在留カード・介護保険証・健康保険証などのうちいずれか1つ

令和6年度市民税・県民税の申告書郵送先  
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
四街道市役所 課税課 市民税係

本書に関するお問い合わせ

四街道市役所 課税課 市民税係

電話043-421-6114（直通）

※申告期間中はお電話が繋がりにくくなっております。

# 所得税の確定申告書配布について

確定申告書は、税務署及び市役所で配布します。

国の電子申告によるペーパーレス化の推進により、確定申告書の印刷部数が年々削減されており、昨年よりもさらに配布部数が少なく限りがあります。

できるだけ多くの人に行き届くよう、申告書のお持ち帰りは**おひとり様1部まで**とさせていただきます。

市民の皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## ○四街道市役所での確定申告書配布

日時	場所
令和6年1月19日（金）から （土日祝日を除く） ※無くなり次第終了	四街道市役所 1階エレベーターホール

- ・1月18日以前に確定申告書が必要な場合は、税務署に直接お問い合わせください。
- ・市役所での配布終了後は、電話で税務署に直接請求してください。印刷部数削減のため税務署にも在庫がない場合がありますのでご了承ください。

・国税庁ホームページ（右QRコード）では確定申告書の作成・印刷を行うことができるほか、マイナンバーカードを利用して確定申告をインターネットで行うe-Taxについてもご案内していますのでご利用ください。特にスマホがマイナンバーカード読み取り対応である場合は、**スマホでの申告が大変便利です。**



国税庁HP

※土地・建物や株式等に係る譲渡所得の確定申告関係書類（内訳書や計算明細書など）については、市役所での配布はありません。税務署へ直接請求していただくか、国税庁ホームページなどをご活用ください。

### 【問い合わせ先】

所得税・確定申告について  
成田税務署：0476-28-5151  
※自動音声にてお受けし、ご用件に応じて担当者がお応えします

市県民税について  
四街道市役所課税課 市民税係  
043-421-6114（直通）

100

100

100

100

# 成田税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒286-8501 成田市加良部 1-15 Tel 0476 (28) 5151 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

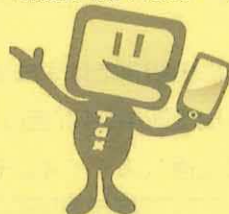
## 自宅から e-Tax が便利！

確定申告は

スマホからがおすすめです！



「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



【国税庁ホームページ】

## 税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月25日(木)・26日(金)	四街道市役所	四街道市鹿渡無番地	<b>午前10時から</b> <b>午後4時まで</b> ※ 「入場整理券」の配付状況に応じて、受付を早め(午前中)に締め切る場合があります。
1月29日(月)	佐倉市中央公民館	佐倉市鍋木町198-3	
1月30日(火)	富里市すこやかセンター	富里市七栄652-1	
1月31日(水)	白井公民館	佐倉市王子台1-16	
2月1日(木)・2日(金)	志津コミュニティセンター	佐倉市井野794-1	
2月5日(月)	八街市総合保健福祉センター	八街市八街ほ35-29	
2月6日(火)・7日(水)	白井市役所	白井市復1123	
2月8日(木)・9日(金)	印西市役所	印西市大森2364-2	

○ 小規模納税者(※)の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除きます。)を作成して提出できます。

※ 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

○ 申告書等の提出のみの場合は、成田税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

○ ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具、スマートフォン及びマイナンバーカード等(詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。)をご持参ください。

○ 医療費控除を申告される方は「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。

○ 混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。

○ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。




詳細につきましては、裏面の「オンラインで事前発行」欄をご確認ください。

○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

# 申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～ 3月15日(金) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	イオンモール成田 2階イオンホール	成田市 ウイング土屋 24	【受付】 午前9時から午後4時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。
交通アクセス等			
○ 電車・バスをご利用の方  JR成田駅または京成成田駅下車 京成成田駅中央口(西口)6番乗り場から 千葉交通バス「イオンモール成田」行き乗車	<b>【ご注意ください！】</b> 午前9時から午前10時までの間、申告書作成会場へは、立体駐車場3階から連絡通路を渡り、モール2階C入口からご入場ください(屋上駐車場や他の入口は利用できません。) 受付開始時は、2階C入口からご入場された方から順番に受付いたします。		
お持ちいただくもの			
① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ② マイナンバーカード(※) ③ ご自身のスマートフォン(お持ちの方)	※ マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)</li><li>・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)</li></ul> ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転免許証等の身元確認書類</li><li>・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類</li></ul>		
入場整理券	事前に準備いただきたいこと		
○ 令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。 ○ 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。 ○ 入場整理券は、当日、会場で配付(※)するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。 是非、LINEによる事前発行をご利用ください。 ※ 入場整理券には限りがありますので、配付を早く終了する場合があります。 ※ 午前8時30分から午前9時までの間は、立体駐車場3階にて配付します。	マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。 ○ 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要 ○ 申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要) ○ e-Taxでデータ送信		
<b>オンラインで事前発行</b> 友だち追加はこちら！  LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。	マイナポータル連携の概要はこちら！  マイナポータル連携の事前準備はこちら！ 		

(注) ただし、2月25日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、成田税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 上記会場開設期間中は、成田税務署に申告書作成会場はありません。

## ～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

### 消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！！

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

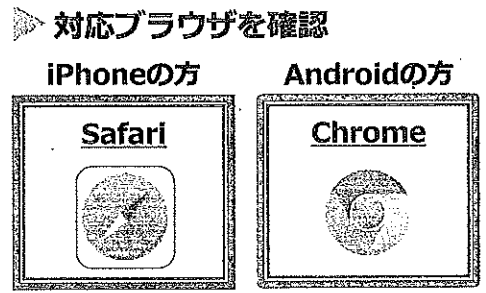
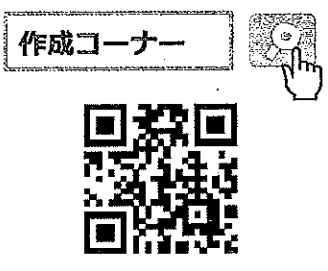
インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)



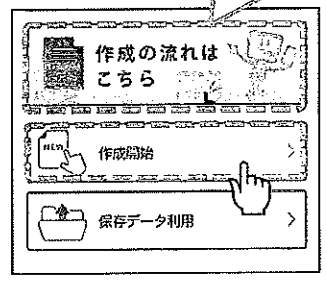
自動計算  
自動入力  
自宅から

# 確定申告は スマホからできます！

## step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

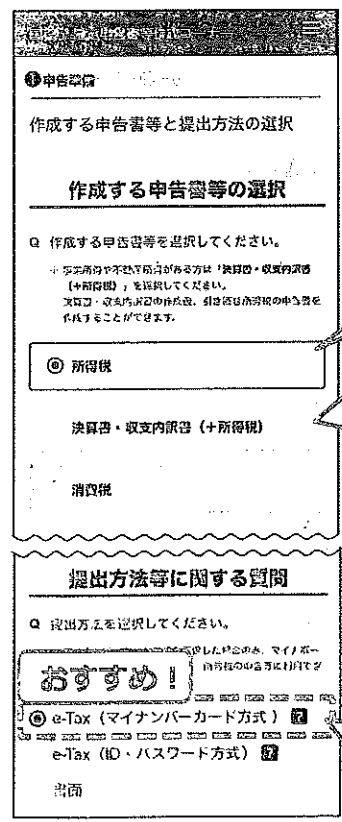


作成前に申告書作成の流れを確認！



※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

## step 2 提出方法の選択



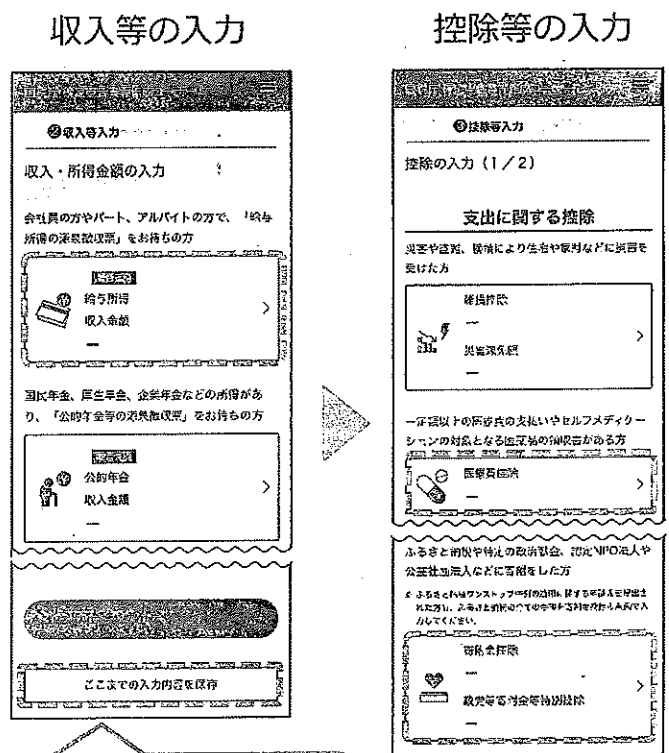
所得税の確定申告書を作成される方はこちらから

所得税の確定申告書を作成するに当たり、併せて青色申告決算書・収支内訳書を作成する方はこちらから（事業所得や不動産所得がある方など）

・マイナンバーカード  
・市区町村等の窓口で設定したパスワード  
をご用意ください

## step 3 収入・控除等の入力

▶ 画面の案内に沿って該当項目に入力します



「ここまでの入力内容を保存」からデータ保存ができます  
→再開する場合は、step 1の画面で「保存データ利用」を選択してください

⚠ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ  
ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします





令和5年分申告（令和6年度課税）から  
上場株式等の配当所得等や譲渡所得等などの課税方式が  
統一されます

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっており、国民健康保険等の他制度における影響を考慮して、所得税では申告（総合課税もしくは分離課税）、個人住民税では申告不要を選択するケースが見られたところです。これに対して、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、令和6年度の市民税・県民税（個人住民税）（令和5年分の所得税の確定申告）より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。

（令和4年度税制改正）

この改正により、所得税で申告不要を選択した場合は、市民税・県民税でも申告しなかったこととなります。所得税で総合課税もしくは分離課税で確定申告を行った場合は、市民税・県民税においても所得税と同じ課税方式（総合課税もしくは分離課税）で申告したこととなり、所得税と市民税・県民税（個人住民税）とで異なる課税方式を選択することができなくなります。

※所得税の確定申告において上記のいずれかを選択した場合は、申告期限後に、修正申告や更正の請求において、その選択を変更することはできません。

詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告で申告しなかった上場株式等の利子および配当を修正申告により申告することの可否」をご覧ください。成田税務署にお問い合わせください。

国税庁ホームページ

「確定申告で申告しなかった上場株式等の利子および配当を  
修正申告により申告することの可否」



所得税で配当所得等・譲渡所得等を申告すると…

- 所得税で上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は市民税・県民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。
- 扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険、介護保険料などの算定に影響が出たり、各種行政サービスなどに影響が出たりする場合がありますのでご注意ください。

裏面もご覧ください

～ 所得種類別・選択可能な課税方式 ～

所得の種類	選択できる課税方式		
	総合課税	申告分離課税	申告不要制度
上場株式等の配当所得等	総合課税	申告分離課税	申告不要制度
上場株式等の譲渡所得等	-	申告分離課税	申告不要制度
特定公社債等の利子所得等	-	申告分離課税	申告不要制度

上場株式の配当所得

○総合課税を選択する場合：住民税の税率が10%になり、配当控除が適用できます。  
また、これら申告した所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

○申告分離課税を選択する場合：住民税の税率は5%で、あらかじめ特別徴収されている税率と同じです。上場株式等の譲渡損失と損益通算できます。これら申告した所得金額が合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

○申告不要制度を選択する場合：5%の特別徴収で課税が終了します。申告しないため、これらの所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されません。  
※ただし、支払いを受ける際に源泉徴収が行われるものに限ります。特定口座（源泉徴収なし）で受ける上場株式等の配当所得等については、申告不要は選択できません。

上場株式等の譲渡所得等・特定公社債等の利子所得等

○申告分離課税を選択する場合：住民税の税率は5%で、あらかじめ特別徴収されている税率と同じです。上場株式等の譲渡損失と損益通算できます。これら申告した所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されます。

○申告不要制度を選択する場合：5%の特別徴収で課税が終了します。申告しないため、これらの所得金額は合計所得金額、総所得金額等に算入されません。  
※ただし、支払いを受ける際に源泉徴収が行われるものに限ります。特定口座（源泉徴収なし）で受ける上場株式等の譲渡所得等・特定公社債等の利子所得等については、申告不要は選択できません。

～ 注意事項 ～

- ・申告不要を選択された場合、配当割額、株式譲渡所得割額の控除は適用されません。
- ・同一の源泉徴収あり特定口座内の上場株式等に係る利子等の金額および配当等の金額と上場株式等の譲渡損失は、その特定口座内で損益通算されています。
- ・源泉徴収されない特定口座（簡易申告口座）および一般口座での取引に係る株式等譲渡所得等、大口株主等分の上場株式等の配当所得等、一般株式等の配当所得等を申告不要とすることはできません。

所得税、確定申告に関するお問い合わせ：成田税務署 電話 0476-28-5151（代表）

住民税、住民税申告に関するお問い合わせ：四街道市役所課税課 市民税係 電話 043-421-6114（直通）